

Microsoft ソフトウェアライセンス取得

仕様書

目次

1.	件名	1
2.	目的	1
3.	製品および数量	1
4.	ライセンス期間	2
5.	納期	2
6.	納入場所	2
7.	設定作業	2
8.	実施体制及び求める事項	2
9.	サポート体制等	2
10.	提出書類	2
11.	検査・検収条件	3
12.	守秘義務	3
13.	グリーン購入法の推進	3
14.	協議	3
15.	サプライチェーン・リスクに関する事項	3

1. 件名

Microsoft ソフトウェアライセンス取得

2. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)は総合的原子力研究開発機関として、原子力科学技術を通じて、人類社会の福祉と繁栄に貢献することを使命としており、この使命を果たすために中長期目標に従って、原子力の基礎基盤研究や安全性向上研究、核燃料サイクルの研究開発など広範な事業活動に取り組んでいる。

これら事業活動を支える原子力機構の情報システムには、円滑でかつ実績の高いシステム運用が求められており、加えて高度な情報セキュリティ対策が必要不可欠である。

近年は、標的型攻撃が高度化、巧妙化し、ファイアウォールの内側も信頼できる場所ではなくなりつつある。このため、原子力機構内であっても多要素認証で利用者本人を厳格に認証し、権限に応じて情報システムの利用を許可する認証基盤が必要である。さらに、PC のイベントログや攻撃時の特徴的な振る舞いから脅威を可視化する監視・検知機能(EDR)を PC に具備する必要がある。また、今後のクラウド利用に鑑み、クラウド利用の可視化や脅威監視・検知する機能(CASB)の活用も必要である。

以上を踏まえて原子力機構の情報セキュリティ強化と利便性のバランスを図るべく、政府統一基準におけるゼロトラストセキュリティ方針に基づく認証基盤等の情報セキュリティの観点、政府情報システムにおけるクラウド・バイ・デフォルト方針に基づくクラウド化等推進の観点より必要とされる機能のすべてが最適化された Microsoft 社のクラウドサービス(Microsoft365_E3)を令和 5 年 1 月に導入し、利用している。

本件は Microsoft365_E3 の契約満了に伴い、その更新を図るものであるが、今般の情報保護、内部脅威、メールセキュリティ等の更なる高まりを考慮しつつ、AI 活用した業務の自動化等業務の合理化の可能性も追求することのできる“土台”として現行の上位ライセンスである Microsoft365_E5 のライセンス取得を行う。

3. 製品および数量

項目	製品名(※1)	型番	数量
1	M365 E5 Unified Existing Customer Sub Per User	AAD-33168	7,600
2	M365 Copilot Sub Add-on	83I-00001	100
3	Defender Endpoint Server Sub	1NZ-00004	950

※1 マイクロソフト社製とする。また、相当品での提案も可とする。

※2 日本マイクロソフト社の定める契約応答日の 30 日前までに、マイクロソフト社が定める手続き及び、原子力機構の契約変更手続きを行うことで、数量を変更可能であること。

4. ライセンス期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 (36 か月)

5. 納期

(1)ライセンス取得

令和 8 年 4 月 1 日(令和 8 年度分(12 か月))

令和 9 年 4 月 1 日(令和 9 年度分(12 か月))

令和 10 年 4 月 1 日(令和 10 年度分(12 か月)) ※最終納期

6. 納入場所及び納入条件

(1)納入場所

〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 情報交流棟南ウイング 117 号室

(2)納入条件

持込渡しまたは E-mail 送付

7. 設定作業

本件には設定作業は含まない。

8. 実施体制及び求める事項

8.1. 受注者に求める要件

(1) プライバシーマーク付与認定及び ISO/IEC27001 認証(国際標準規格)のいずれかを取得していること。

(2) 過去 3 年以内に約 1,000 名規模以上の Microsoft365 導入を、研究機関または民間企業に対して、行った実績を複数有すること。

9. サポート体制等

(1) 本件のソフトウェアライセンス期間において、受注者またはマイクロソフト管理センターから Microsoft365 サービスの仕様変更点を通知すること。

(2) 本件のソフトウェアライセンス期間において、受注者またはマイクロソフト管理センターから Microsoft365 サービスの障害を通知すること。

10. 提出書類

(1) ソフトウェアライセンス証書(各年度ライセンス取得時(計 3 回)) 1 部

※上記に加えて、受注者の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修等)・業務経験及び国籍についての情報を記した書類をあらかじめ原子力機構に契約後速やかに提出すること。

なお、原子力機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、原子力機構と迅速かつ密接に連携し体制の見直しを図ること。また、提出した内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

11. 検査・検収条件

(1) ソフトウェアライセンスに関する検査

第5項(1)の各年度ライセンス取得時に提出されるソフトウェアライセンス証書(第10項に基づき、員数検査を実施する。当該検査の合格をもって検収とする。

12. 検査員及び監督員

(1) 検査員

一般検査 管財担当課長

(2) 監督員

提出図書点検 システム計算科学センター サイバーセキュリティ統括室室員

13. 守秘義務

受注者は本業務の実施により知り得た情報を原子力機構に無断で第三者に漏洩してはならない。

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

16. サプライチェーン・リスクに関する事項

(1) 受注者の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修等)・業務経験及び国籍についての情報を記した書類を、原子力機構契約締結後速やかに、原子力機構に提出すること。なお、提出した内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

(2) 候補となるサービス等についてはあらかじめ原子力機構にリストを提出し、原子力機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、原子力機構と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

- (3) 本件で必要となる受注者にて準備する機器等がある場合には、あらかじめ原子力機構に機器等リストを提出し、原子力機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、原子力機構と迅速かつ密接に連携し機器の見直しを図ること。
- (4) 受注者が本件の運用設計、設定作業を行うにあたり、原子力機構の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。IS09001 又は JIS_Q9001 の認証書類の提出でも可とする。

以上